

農業用ため池の管理及び保全に  
関する実態調査

結果報告書

令和3年8月

中部管区行政評価局

## 前 書 き

農業用ため池（以下「ため池」という。）は、農業用水を供給する施設として築造され、古来より我が国農業の発展に重要な役割を果たしてきたが、近年、離農や高齢化によって、利用者を主体とするため池の管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われなくなることが課題となっている。また、豪雨や地震などの災害によりため池が被災する事案が全国各地で発生しており、その中には、決壊により人的被害を及ぼしているものもみられる。東海地方においても、台風や豪雨の影響でため池が被災する事案が直近3か年（平成29年度～令和元年度）で30件程度発生しており、特に当地方の市町村の多くが南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されているため、同地震が発生した場合に、ため池の決壊等による被害の発生が懸念されている。

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）においては、ため池について所有者や管理者等に関する情報を的確に把握し、適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、決壊による災害を防止することとされている。

しかし、法律の施行から2年近く経過した現在においても、東海地方のため池の中には所有者・管理者が不明なため池が存在しており、その中には、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるとされている防災重点ため池が含まれている。同法の施行により、管理上必要な措置が講じられていないため池の所有者等に対して、都道府県知事が勧告等の措置をとることができるようになったが、日常的に県と市町村が連携したため池の適正な管理がなされていないと、これらのため池が放置され、災害による人的被害が発生するおそれがある。

このような状況を踏まえ、本調査は、ため池に関する情報の的確な把握等を通じて水害やその他の災害から地域住民の生命及び財産を保護する観点から、県・市町村等におけるため池の適正な管理の推進状況や、ため池の所有者や管理者、管理内容等のため池の安全上重要な情報の把握・整備の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

## 目 次

第1 調査の目的等 .....	1
第2 調査の結果 .....	2
1 ため池の管理の現状と適正な管理の推進状況等 .....	2
(1) 市町によるため池の管理状況の把握等 .....	2
(2) ため池管理マニュアルの活用状況 .....	12
(3) 利用実態がないため池の廃止や他の用途への転用状況 .....	16
2 ため池の安全上重要な情報の把握・整備 .....	22
3 特定農業用ため池の指定 .....	31
(1) 特定農業用ため池の指定状況 .....	31
(2) 特定農業用ため池の指定の的確化 .....	35

## 第1 調査の目的等

### 1 目的

本調査は、ため池に関する情報の的確な把握等を通じて水害やその他の災害から地域住民の生命及び財産を保護する観点から、県・市町村等におけるため池の適正な管理の推進状況や管理上重要な情報の整備の実態を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

### 2 対象機関

(1) 調査対象機関 東海農政局

(2) 関連調査等対象機関 愛知県、三重県、市町村（注）、関係団体等

（注）調査対象市町村は、当初各県6市町（計12市町）としていたが、項目3「特定農業用ため池の指定」については、愛知県の5市町を追加して調査を行った。

### 3 担当部局

中部管区行政評価局

### 4 調査実施時期

令和3年2月～8月

## 第2 調査の結果

### 1 ため池の管理の現状と適正な管理の推進状況等

#### (1) 市町によるため池の管理状況の把握等

##### 【制度の概要】

##### ア ため池管理保全法の概要

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「ため池管理保全法」という。）第1条によると、この法律は、ため池について、その適正な管理及び保全に必要な措置を講ずることにより、農業用水の確保を図るとともに、ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護し、もって農業の持続的な発展と国土の保全に資することを目的とするとしている。

ため池管理保全法第2条第2項において「管理者」とは、ため池について所有権以外の権原に基づき操作、維持、修繕その他の管理を行う者（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）というとしている。これについて「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」〔令和元年6月策定（令和2年10月一部改正）農林水産省農村振興局。以下、「ガイドライン」という。〕第1章の2-(2)は、ため池管理保全法におけるため池の適正管理義務については、ため池の所有者だけでなく、日常の維持管理を通じて損害の防止措置を講じ得る考えとして、ため池の管理者にも位置付けることとしたものであるとしている。

また、ため池の所有者や管理者、管理内容等、ため池を管理する上で重要な情報を把握、整備するため、ため池管理保全法第4条第1項は、ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の所有者は、ため池を設置したときは遅滞なく、また、ため池管理保全法附則第2条により、本法の施行前に設置されたため池の所有者又は管理者は、法律の施行の日から起算して6月を経過する日までに、①ため池の名称及び所在地、②ため池の所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、③ため池に管理者がある場合には、当該管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体にあっては、その代表者又は管理人）の氏名、④その他ため池の管理に関し農林水産省令で定める事項（注1）を都道府県知事に届け出ることとされている。さらに、同条第3項で、都道府県知事は、上記の届出事項が記録されたデータベース（以下、「ため池データベース」という。）を整備することとされている。

（注1）ため池管理保全法施行規則第4条により、i）ため池の基盤地盤から堤頂までの高さ及び堤頂からの長さ並びに貯水する容量、ii）ため池に管理者がある場合には、その権原の種類及び内容をいう。

##### イ ため池の所有者・管理者の役割

ため池管理保全法第5条では、ため池の所有者・管理者は、当該ため池の機能が十分に発揮されるよう、適正な管理に努めなければならないとしている。ここでいう「適正な管

理」についてガイドライン第3章の1は、農業用水の貯留機能の発揮及びため池の決壊等による水害の発生防止を目的とした、所有者等が行う施設点検や補修・補強、洪水吐きの堆積土砂の除去、堤体の草刈りなどの日常管理の行為を指すとしている。

#### ウ 都道府県及び市町村の役割

ため池管理保全法第3条第1項では、都道府県及び市町村は、農業用水の確保を図るとともに、ため池の決壊による水害その他の災害を防止するため、相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとするとしている。これについてガイドライン第1章の3-(1)は、効果的に措置を講ずるためには、管轄区域内のため池全体を所掌する都道府県と、地域の防災に責任を有する市町村が、ため池に関する情報収集や実態調査等について連携して取り組み、それぞれの役割を果たしていく必要があることから、本法においては、都道府県及び市町村の責務として、「相互に連携を図りながら、この法律に基づく措置その他ため池の適正な管理及び保全に関する施策を講ずるよう努めるものとする」としている。これまでも管轄区域内のため池に対し、都道府県はため池情報に関するデータベースの整備・管理、防災重点ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）の選定等の取組を行い、市町村はため池の管理状況の把握、周辺住民の避難対策等の取組を行ってきたところであり、これらの取組を連携して実施することでため池の「適正な管理及び保全」が実現することになる等としている。

#### エ 国の役割

ため池管理保全法第3条第2項では、国は、都道府県及び市町村に対し、前項の責務が十分に果たされるよう広域的な見地からの調整を行うとともに、ため池の適正な管理及び保全に関する施策を推進するため必要な調査研究、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとするとしている。これについてガイドライン第1章の3-(2)は、都道府県での取組に著しい差が生じないように、データベースの統一様式の調整等といった広域的な見地からの調整を行うとともに、①豪雨・地震時のため池の決壊と下流への被害を予測し、情報を提供するシステムの開発や、②保全管理活動の優良事例及びため池の防災・減災対策の補助事業の制度に係る情報並びにため池管理マニュアル等管理に必要な各種マニュアルの提供といった必要な調査研究・情報提供その他必要な支援を行うこととしている。

### 【調査結果】

#### ア 東海農政局

東海農政局は、ため池の管理保全に関する事項として、①令和元年5月に管内の各県及び市町村等の担当者を対象に、ため池管理保全法に関する説明会を開催しており、制度の趣旨や内容について説明するとともに、その後も、届出の進捗状況やため池データベース

の整備・公表状況等についてフォローや助言を行っている（詳細は、後述 2 参照）ほか、②ため池の防災・減災対策の補助事業制度（注 2）の紹介や採択申請・補助金交付の審査・採択、事業実施に係る助言を行っているとしている。

また、同局は、自治体等によって既に農業用として利用されていないと判断されたため池については廃止工事を行い、廃止までの間は、地震や豪雨等の災害によりため池の堤体の決壊による水害の発生を防止するため、緊急放流ゲートを開放するなどして、ため池の貯留機能を喪失させるなど、県は市町村と当面の管理体制について調整することが望ましいと考えており、県に対して適切に行うよう助言を行っているとしている。

（注 2） ため池の管理や保全に活用できる農林水産省の補助事業としては、主に「農村地域防災減災事業」及び「農業水路等長寿命化・防災減災事業」の 2 つの事業がある。

## イ 調査対象県

### ① 県の対応状況

本調査において当局が、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている愛知県及び三重県におけるため池の管理の現状等について調査した結果は、以下のとおりである。

両県は、いずれもため池の管理内容について、ため池管理保全法に基づく届出やため池データベース登録情報で把握することとしている。また、既に農業用として利用されておらず、洪水時の調整池や公園の修景施設等の利用も期待できないものについては、防災上の観点から管理者の判断で廃止されることが望ましいとしている。

両県は、ため池の定期的な現場の確認や管理状況の把握について、これまでは特段実施していなかったものの、i) 愛知県は、令和 3 年度から、ため池管理保全法の制定を契機に、ため池の監視・管理体制強化を目的として、国の補助事業（農業水路等長寿命化・防災減災事業）を活用して、特定農業用ため池（農業用ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く）であってその決壊による水害その他の災害によりその周辺区域に被害を及ぼすおそれがあるもの。指定されると、形状変更行為等に制限がかかるほか、都道府県による防災工事の代執行等が可能となる）のうち民間管理ため池を対象に現地パトロールを行っていくこととしており、3 年間で全ての民間管理の特定農業用ため池を確認する予定であるとしている。また、現地パトロールの結果について市町と情報を共有していきたいとしている、ii) また、三重県は令和 2 年 7 月に「ため池保全サポートセンターみえ」を設立しており、令和 3 年度からは、同センターが県内の防災重点ため池を対象に、年 100 か所程度、現地パトロールを開始する予定であるとしている。そして、同パトロールで異常が確認されたため池に対しては、市町と対応策を検討していくことになるとしている。

## ② ため池の管理者の状況

愛知県及び三重県が作成・公表しているため池データベース（愛知県ため池データベースは令和2年7月時点、三重県ため池データベースは令和2年8月末時点のもの。以下、「ため池データベース（令和2年度）」という。）によると、ため池は、市町等の行政機関のほか、土地改良区や水利組合等の団体、集落や個人等が管理者になっている状況がみられる。

また、これを管理者別にみると、i) 行政機関がため池の管理者になっている割合は、愛知県内63.5%、三重県内5.7%、ii) 集落・個人等が管理者になっている割合は、愛知県内15.6%、三重県内51.3%などとなっている。

図表 1-1 ため池データベースにおけるため池の管理者

(単位：箇所、%)

	行政	土地改良区	水利組合等	法人等	集落・個人等	不明	計
愛知県	1,316	287	24	86	324	36	2,073
	(63.5)	(13.8)	(1.2)	(4.1)	(15.6)	(1.7)	(100)
防災重点ため池	764	200	22	50	102	6	1,144
	(66.8)	(17.5)	(1.9)	(4.4)	(8.9)	(0.5)	(100)
三重県	189	194	455	139	1,692	632	3,301
	(5.7)	(5.9)	(13.8)	(4.2)	(51.3)	(19.1)	(100)
防災重点ため池	88	108	335	83	869	157	1,640
	(5.4)	(6.6)	(20.4)	(5.1)	(53.0)	(9.6)	(100)

(注) 1. 愛知県及び三重県のため池データベース（令和2年度）により当局が作成

2. 下段の（ ）内の数字は、計に対する割合である。

3. 所有者の区分は、次のとおり（以下の表も同じ）。

行政：国、地方公共団体等の行政機関のほか、官有地、国有地などと記されているもの。なお、水資源開発機構を含む

土地改良区：土地改良区、耕地整理組合

水利組合等：水利組合、池組、井子など、ため池から利水を受ける者の組合・団体

法人等：民間企業、寺社、私立学校、農業協同組合、農事組合、農家組合、森林組合、一般社団法人等

集落・個人等：自治会、地区団体、町内会、自然人

不明：データベースに「不明」と記されているもの、又は空欄のもの、「民」とのみ書いているもの



## ウ 調査対象市町が直接管理するため池

ため池の数や管理者等が不明なため池の有無等により、愛知県及び三重県内の12市町を選定し、市町によるため池の管理状況を調査した結果については、次のとおりである。

- i) 市内の全てのため池を管理している市町は、2市町（豊田市、春日井市）
- ii) 市内の一部のため池を管理している市町は、8市町（名古屋市、豊橋市、田原市、東海市、津市、亀山市、志摩市、伊賀市）
- iii) 管理しているため池がない市町は、2市町（いなべ市、大紀町）

また、調査対象市町に所在するため池3,071か所のうち、市町が管理しているため池457か所では、少なくとも年1回程度、出水期前等の時期に防災上の観点等から管理対象とするため池の見回り点検、修繕、草刈り等が実施されている。

なお、図表1-2のとおり、市町が直接管理しないため池が2,614か所存在する。

図表1-2 市町が管理するため池の状況 (単位：か所)

区 分	市町名 (ため池数) (a)	管理の対象とする ため池の種類 (ため池数) (b)	管理内容等		市町が直接 管理しない ため池数 (a-b)
				点検回数	
i) 市内の 全ての ため池を 管理 (2 市町)	豊田市 (219)	市内に所在する 全てのため池 (219)	見回り点検、修繕、草 刈り	年1回	0
	春日井市 (67)	市内に所在する 全てのため池 (67)	・市等が所有するため池 は点検のほか、修繕、草 刈り ・団体や個人が所有する ため池は、市は点検を実 施し、草刈り、修繕は所 有管理者と相談して対応	年2回 (出水期前) (非灌漑期)	0
ii) 市内 にあるた め池のう ち、一部 のため池 を市が管 理 (8市 町)	名古屋市 (33)	市が所有するた め池 (14)	見回り点検、修繕、草 刈り	年1回 (出水期前)	19
	豊橋市 (162)	市が所有するた め池 (102)	見回り点検、修繕、草 刈り	年1回 (出水期前)	60
	田原市 (149)	市が所有するた め池 (7)	見回り点検	年1回 (出水期前)	142
	東海市 (28)	市が所有するた め池 (3)	見回り点検、修繕、草 刈り	年1回 (夏場)	25
	津市 (383)	市が所有するた め池等で農業用 として利用され ていないため池 (19)	見回り点検、修繕、草 刈り	年1～2回 (5月上旬、 大雨台風 時)	364
	亀山市 (237)	管理者等が不明 な全てのため池 (7)	見回り点検、草刈り等	随時	230

	志摩市 (278)	市が所有するた め池 (18)	見回り点検、修繕	年1回 (秋頃)	260
	伊賀市 (1,399)	埋め立て計画中 のため池 (1)	見回り点検	月1回	1,398
iii) 市町 が管理し ているた め池はな い (2市 町)	いなべ市 (88)	—	—	—	88
	大紀町 (28)	—	—	—	28
合計	(3,071)	(457)			(2,614)

(注) 1. 当局の調査結果による。

2. ため池数は、愛知県及び三重県のため池データベース（令和2年度）による。

## エ 調査対象市町が直接管理しないため池

### ① 市町の対応状況等

上記ウにおいて、全てのため池を管理しているとしている2市町（豊田市、春日井市）を除く10市町について、市町が直接管理していないため池に対する見回り点検等の実施状況等を調査した結果については、次のとおりである。

#### i) 防災上の観点から管理状況を把握するための取組を行っている市町の状況

調査対象市町のうち2市町（津市、名古屋市）では、a) 豪雨時の被害を未然に防ぐため、市が直接管理していないため池も含めて、市内にある全ての防災重点ため池（241か所）を対象に、市の職員が年1回は現地に出向いて点検することで管理状況を把握しており、異常が確認された場合は、管理者に指導して補修するなどの対応を行っている（津市）、b) 個人が所有する防災重点ため池について、堤体の一部が崩落していることを把握しており、今後、堤体について管理協定を締結することで、市が管理者として防災上の巡視を行う方向で所有者と話をしている（名古屋市）などにより、ため池の安全性を確保することとしている。

図表1-3 防災上の観点から管理状況を把握するための取組を行っている例

市町名	防災上の観点からの取組状況
津市	<p>出水期を迎える前に、豪雨時の被害を未然に防ぎ、危険箇所を把握することを目的に、市内にある全ての防災重点ため池を対象に、年1回（5月中旬）、堤体、洪水吐、取水設備等に異常が無いか、市の職員が支所の職員と連携して2名体制で現地に出向いて点検を行っている。</p> <p>令和2年度に行った点検結果では、防災重点ため241か所のうち、36か所について異常が確認されており、その内容は、洪水吐に流木の堆積14か所、漏水6か所、堤体に樹木竹林が繁茂3か所等となっている。</p> <p>これら異常がみられたため池に対しては、例えば、洪水吐に流木が堆積していた場合は、職員がその場で除去する又は管理者に電話連絡して除去するよう指導してい</p>

	<p>る、また、堤体からの漏水が確認された場合は必要に応じて水位調整を行い、対応工事が必要な場合は国の補助事業等を使って補修している。</p> <p>なお、令和3年度からは漏水等の異常が確認されたため池に関しては、その状況を「ため池保全サポートセンターみえ」（令和2年7月設立 設置主体：三重県）とため池の管理者に連絡しており、市職員と同管理者及び同センター職員の3者が合同で現場確認すること等により対策の検討を進めることにしている。</p>
名古屋市	<p>個人が所有管理する防災重点ため池1か所について、未利用で管理もほとんどされておらず、堤体の一部が崩落していることを把握している。これについては、地域からも心配の声が上がっていることから、市は当該ため池全体を管理することはできないが、防災上重要な堤体については管理協定の締結に向け関係者と調整を進めている。管理協定が締結されれば、今後、市が管理者として防災上の巡視を行うことになる。</p>

(注) 当局の調査結果による。

## ii) 市町が直接管理していないため池に対しては、管理状況の把握を行っていない市町の状況

ガイドラインでは、これまでも管轄区域内のため池に対し、都道府県はため池情報に関するデータベースの整備・管理等の取組を行い、市町村はため池の管理状況の把握等の取組を行ってきたところであり、これらの取組を連携して実施することでため池の適正な管理及び保全が実現することになる等としている（詳細は、1(1)ウ欄に記載）。

この趣旨を踏まえれば、ため池の適正な管理及び保全のためには、市町村がため池の管理状況を把握していくことが重要である。

しかし、調査対象市町のうち8市町（豊橋市、田原市、東海市、伊賀市、亀山市、大紀町、いなべ市、志摩市）では、市町が直接管理していないため池に対しては、具体的な管理状況の把握が行われていない状況がみられた。

図表1-4 市町が直接管理していないため池に対しては、管理状況の把握を行っていない市町の状況

市町名	防災上の観点からの取組状況
豊橋市	<p>市内のため池の数が162か所と多いため、市が管理している102か所に加えて個人管理の60か所の巡視等を行うことは難しく個人管理の池については管理状況を把握していない。今後は、これらのため池について管理状況の把握を進めたうえで、問題があれば市管理のため池と同様に防災工事の検討を進める方針である。</p>
田原市	<p>市内のため池数が149か所と多いため、市管理のため池7か所以外のため池についてパトロールや防災上の見回りをすることが困難である。市では、土地改良区が管理しているため池（101か所）については適切に施設管理をされていると考えているが、それ以外のため池約40か所については、現状では管理状況を把握していない。</p>

東海市	市内のため池数が 28 か所と少なく、市が管理するため池 3 か所及び水資源機構が管理するため池 1 か所以外の 24 か所は、その多くは農業用として利用されているため池である。これらのため池は地域の水利組合等により管理されていると認識しているものの、点検状況やその結果を確認することで管理状況を把握しているものではない。
伊賀市	<p>市内のため池数が 1,399 か所と多いため、これら全てについて市が直接パトロールを行ったり、管理状況を把握したりすることは困難であり、原則はため池受益者、水利組合、自治会において管理することになっている。これについては、今後、草刈り等の維持管理に加え、堤体の亀裂・漏水等の日常点検も実施する必要があると考えており、令和 3 年度以降、市内の各地域で管理者等に対して維持管理説明会を開催する予定である。</p> <p>また、届出時に把握された利用実態がないため池が 400 か所（うち、防災重点ため池 100 か所）程度あるが、これらのため池に対しては、令和元年度から市の職員が現地に出向いて現場の状況の確認を開始（令和 3 年 2 月現在で約 40 か所確認済）しており、その結果、管理されていない等の問題がみられたため池は、廃止に向けて検討を進めることにしている。</p>
亀山市	市内のため池数が 237 か所と多いが、そのうち管理者がいないことが把握できているため池 7 か所については市が管理しており、残りのため池については、管理状況を把握しておらず、今後、管理状況等を把握することで対応策を検討する予定である。
大紀町	ため池数は 24 か所と少ないが、そのうち半数以上の 13 か所が農業用として利用されておらず管理されていないとみられ、管理状況を把握できていないものがある。今後、町内の全てのため池に対して年 1 回は市が見回りを行いたい意向である。
いなべ市	現在のところ、特段の対応や方針等はなく、見回り等を行っていないため、管理状況を把握していない。今後、管理者や利用者などから修繕や廃止などの協議があれば対応を検討する。
志摩市	ため池の数が 278 か所と多いが、一方で、職員のマンパワーが不足しているため、ため池の見回りなどを行っておらず、管理状況を把握していない。

(注) 当局の調査結果による。

さらに、防災重点ため池の管理者に不明なものがみられた 4 市町（津市 1 か所、志摩市 21 か所、伊賀市 109 か所、大紀町 8 か所）（詳細は、後述 2 参照）では、その多くが農業用としての受益がないため池とみられ、日常的に管理されておらず対応に苦慮するとしており、今後の対応については、a) 市が毎年 1 回、見回り点検をすることで現地の状況を確認しており、今後も継続する方針（津市）、b) ため池の利用実態を地元の人に確認するなどして、対応を検討（志摩市）、c) 町が見回りすることを検討（大紀町）、d) 今後も調査や確認作業を進めることとしており、受益が無く誰も管理していない場合は、一旦地区へ管理を依頼し、廃止を促すこと（伊賀市）としている。

なお、管理者が不明な防災重点ため池が発生している理由等については、a) 防災重点ため池の周辺の農地が耕作放棄地化してしまい、ため池を利用・管理している者

がいるか否か不明な状況となっている。これについてはため池の利用実態を地元の人に確認した上で対応方策の検討が必要である（志摩市）、b) 市内の各地区で地元の管理者を探してもらったが把握できないものがあった。今後も調査を進めていく必要がある（伊賀市）などと説明している。

## ② ため池データベースからみた個人・団体が管理するため池の管理内容

個人・団体が管理しているため池の管理内容について、愛知県及び三重県のため池データベースの記載内容から確認すると、i) 愛知県では、利水のための施設操作が 59.4%、施設の点検が 32.6%、施設の修繕が 27.1%、ii) 三重県では、利水のための施設操作が 37.8%、施設の点検が 1.3%、施設の修繕が 7.3%等となっている。

図表 1-5 個人・団体が管理するため池の管理内容 (単位：か所)

県別	管理者区分	管理ため池数	ため池データベースに記載されている管理の内容					不明
			利水のための施設操作	施設の点検	施設の修繕	草刈り等	維持管理等	
愛知県	土地改良区	287	223	67	63	129	0	56
			77.7%	23.3%	22.0%	44.9%	0.0%	19.5%
	水利組合等	24	17	10	6	14	0	0
			70.8%	41.7%	25.0%	58.3%	0.0%	0.0%
	集落・個人等	324	137	130	103	116	0	60
			42.3%	40.1%	31.8%	35.8%	0.0%	18.5%
計	635	377	207	172	259	0	116	
		59.4%	32.6%	27.1%	40.8%	0.0%	18.3%	
三重県	土地改良区	194	75	0	9	25	156	8
			38.7%	0.0%	4.6%	12.9%	80.4%	4.1%
	水利組合等	455	200	9	34	107	281	54
			44.0%	2.0%	7.5%	23.5%	61.8%	11.9%
	集落・個人等	1,692	609	21	128	474	609	389
			36.0%	1.2%	7.6%	28.0%	36.0%	23.0%
計	2,341	884	30	171	606	1,046	451	
		37.8%	1.3%	7.3%	25.9%	44.7%	19.3%	

(注) 1. 本表は、各県のため池データベースにおける記載内容に基づき当局が作成

2. 個人や団体が複数の種類の管理を行っている場合がある。

3. 各行下段の%表示は、管理ため池数を 100 とした割合

これら個人・団体が管理しているため池の管理について、調査対象市町等に確認したところ、「ため池の管理は、草刈り等に加えて、日常点検も実施する必要があるが、現状では、管理者が高齢である等の理由により、そのような管理が十分にできていないところもあると考えている。」などの意見がみられた。

図表 1-6 個人・団体が管理しているため池の点検や修繕の実施についての意見

自治体名	意見
愛知県	個人・団体の管理者は、ため池の点検や修繕も含めた管理や防災について意識していないケースもみられる。
伊賀市	ため池は、原則として、受益者、水利組合、自治会等において管理することとしている。 ただし、ため池の管理は、草刈り等の維持管理に加え、堤体の亀裂・漏水等の日常点検も実施する必要があるが、現状では、管理者が高齢である等の理由により、そのような管理が十分にできていないところもあると考えており、今後、ため池の管理者に対して、これらの周知と指導の実施を検討している。

(注) 当局の調査結果による。

**【所見表示】**

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全を推進するため、管内の各県及び市町村がため池の管理状況を把握するための取組を推進していく上で有益な情報を提供するなど、各県及び市町村に対して支援を行う必要がある。

## (2) ため池管理マニュアルの活用状況

### 【制度概要等】

農林水産省は、ため池の管理者が適正な管理を実施するため、管理者が日常管理に活用することを想定して、ため池の基本的事項や点検等のポイントを取りまとめた「ため池管理マニュアル」（令和2年6月 農林水産省農村振興局整備部防災課）を作成している。

### 【調査結果】

#### ア 東海農政局

東海農政局は、管理マニュアルについて、ため池の管理者に活用してもらうことを想定して日常管理における点検等のポイントについてまとめられたものであるとしており、また、a) 令和2年6月の農林水産省のホームページでの公開により周知、b) ホームページでの公開と同時に管内の各県の担当者へのメールで周知、c) 毎年度当初に農林水産省本省において開催するため池担当者会議において各都道府県担当者に対して周知されたとしている。

#### イ 調査対象県

愛知県は、管理マニュアルについて、個人や団体の管理者に向けて作成されたものと認識しており、東海農政局から周知があった後、市町にメールで周知している。また、令和3年度に管理のポイントをまとめた独自のマニュアルを作成し、管理者へ配布する予定としている。

また、三重県は、a) 県内の市町に管理マニュアルをメール送付しているほか、b) 平成30年12月にため池管理者に知ってもらいたいポイントとして点検等の日常管理や非常時の対応をまとめた「三重県ため池管理の手引き」を作成し市町に配布、c) ため池保全サポートセンターみえ（ため池管理の相談事業等を実施）が作成した「ため池管理の手引き」をため池の管理者からの相談時に配布して活用するなどしている。

#### ウ 調査対象市町の状況

調査対象とした12市町は、ため池の管理において、ため池管理マニュアルのほか、a) 三重県がまとめた「三重県ため池管理の手引き」、b) 名古屋市が堤体の点検等に活用することを目的として作成した「ため池点検マニュアル」、c) ため池保全サポートセンターみえが作成した「ため池管理の手引き」などを活用している。

市町の中には、これらの管理マニュアル等について、i) 個人や団体の管理者に配布したとしているもの（2市町）、ii) 管理者のうち水利組合や土地改良区、自治会等の団体の管理者に郵送により配布したとしている（1市町）状況がみられる。

一方で、市町自らがため池の点検・管理を行う際又は管理者から相談等があり指導・助言等をする際にこれらの管理マニュアル等を使用や配布するにとどまり、広く個人や団体

の管理者には配布していない状況がみられる（7市町）。

なお、残りの2市町については、全てのため池を市が管理している、又は、定期点検するなどして市町が管理を支援しているため管理マニュアル等を管理者に配布していないとしている。

図表 1-7 たため池管理マニュアル等の活用状況等

市町村名	活用している管理マニュアル等の名称				活用の方法			
	ため池管理マニュアル（令和2年農林水産省作成）	ため池点検マニュアル（平成28年名古屋市作成）	三重県ため池管理の手引き（平成30年三重県作成）	ため池管理の手引き（令和2年ため池保全サポートセンターみえ作成）	市町がため池の点検・管理を行う際に使用	個人や団体の管理者への配布状況		
						①個人や団体の管理者に配布	②水利組合や土地改良区、自治会等の団体の管理者に郵送	③管理者から相談等があった際に使用等するが、広く管理者には配布していないもの
名古屋市	○	○			○	○		
豊田市	○				○			
豊橋市	○				○			○
田原市	○				○			○
春日井市	○				○			
東海市	○				○			○
津市	○		○	○	○	○		
亀山市	○		○	○	○			○
いなべ市			○				○	
志摩市	○				○			○
伊賀市			○		○			○
大紀町	○		○	○	○			○

- (注) 1. 当局の調査結果による。  
 2. 表中の「○」は該当があることを表す。  
 3. i) 豊田市は、全てのため池を市が管理しているため、ii) 春日井市は、全てのため池を定期点検するなどして市が管理を支援しているため、現状、管理マニュアル等を管理者に配布していない。

また、管理マニュアル等を管理者に配布していない理由や管理マニュアル等に対する考え方として、調査対象市町は、i) データベースに記載の管理者には、「草刈り程度ならしてもよい。」として管理を引き受けてもらっている。このような「管理者」に対して管理マニュアル等を配布するとため池全体の管理を依頼するように受け取られる、ii) 高齢の管理者が多く、点検等を含めた管理を行うことが困難な状況であり、そうした判断の中、管理マニュアル等を管理者に配布してこなかった、iii) 組織の管理者には管理マニユ



アル等の配布が可能である一方、個人の管理者は、点検・修繕等の管理を行うことが困難であることが想定されるため、管理マニュアル等を配布して指導することが難しいなどと説明しており、個人や団体が管理しているため池では、高齢の管理者が多く、一部の管理しかできない者などが管理者となっていることから、適切な管理体制を整えることに苦慮している状況がみられる。

図表 1-8 管理マニュアル等を管理者に配布していない理由等

市町村名	理由等
豊橋市	データベースに記載されている管理者には、「草刈り程度ならしてもいい」と引き受けてもらっている個人の場合がある。 このような「管理者」に対して管理マニュアル等を配布すると、管理者にため池全体の管理を依頼しているように受け取られるため、データベース上の管理者に対して、管理マニュアル等を一律に配布しにくい。
伊賀市	若い管理者の場合、草刈りを行うことが可能であるが、実際には、高齢の管理者が多く、点検等を含めた管理を行うことが困難な状況である。そうした判断の中、管理マニュアル等を管理者に配布しなかった。 今後、令和3年度以降、市内の各地域で管理者等に対して維持管理説明会を開催する予定であり、その際に管理マニュアルを配布して管理方法を周知していきたい。
大紀町	水利組合等の組織が管理者となっている場合は、管理マニュアル等を配布して管理方法を周知・指導していくことが可能である一方、個人の管理者の場合には、高齢である等の理由により、点検・修繕を行うことが困難であることが想定されるため、管理マニュアル等を配布して指導することは難しい。

(注) 当局の調査結果による。

#### 〔ため池管理マニュアル等を活用している例〕

- ① 津市は、ため池の漏水や劣化等について管理者から相談があった際、ため池保全サポートセンターみえと合同で現場確認をするなどしており、その際に管理マニュアル等を管理者に配布し、管理者に対する助言等を実施しているとしている。  
また、大紀町は、ため池の管理者から相談があった際、現場に出向きため池の堤体の状況などを確認の上、管理マニュアル等を管理者に配布して、ため池の管理について説明したとしている。
- ② 伊賀市は、ため池の維持管理について、今まで管理者任せとなっていたため、今後は適正な維持管理方法を管理者に説明する予定であるとして、令和3年度以降、i) ため池の適正な管理により異常か所等を早期発見すること、ii) ため池施設を長寿命化することを目的として、市内の各地域で水利組合、区長等の管理者に対して維持管理説明会

を開催する予定であるとしている。

また、伊賀市は、同説明会において、ため池の管理者に対して管理マニュアルを配布して管理方法等を周知することにより、ため池の適正な維持管理を促していきたいとしている。

**【所見表示】**

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全を推進するため、県と市町村を通じて、ため池管理マニュアルを管理者に配布するほか、各種説明会を開催するなどにより、適切な管理方法について指導するよう、各県に対して助言を行う必要がある。

### (3) 利用実態がないため池の廃止や他の用途への転用状況

#### 【制度の概要等】

#### ア ため池管理保全法が対象とするため池の範囲

ため池管理保全法が対象とするため池について、ガイドラインは、過去に農業用に利用されていたため池が、受益地がなくなるなどの理由で農業用の利用を完全に廃止し、他の目的にも転用されずに適切な保全・管理がなされなくなった場合には、堤体が決壊し周辺に被害を及ぼすおそれが高まることが想定されるため、このような遊休化したため池についても、必要な措置を講じ堤体の決壊による被害を防止するために、本法の対象とするとしている。一方、農業用の利用を完全に廃止した上で、治水や工業用水等の他の目的へ転用され、その目的に沿って適切に管理されているため池については、本法の対象としないとしている。

#### イ 農業用としての利用実態がないため池への対応方針

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）第3条第1項に基づき、農林水産省が示している防災重点農業用ため池にかかる防災工事等基本指針（令和2年農林水産省告示第1845号）によると、利用実態を把握した上で、現に農業用水の貯水地として利用されておらず、又は利用される見込みがない防災重点農業用ため池については、その決壊による水害その他の災害を防止するため、廃止工事により貯留機能を喪失させることが適当であるとしている。

また、廃止工事を検討するに当たっては、関係者との調整を適切に行い、必要に応じて統廃合や代替水源の確保を行うとともに、ため池の有する洪水を一時貯留する機能、絶滅危惧種などへの影響の低減を含む環境との調査等に配慮することも重要であるとしている。

#### 【調査結果】

#### ア 東海農政局

東海農政局は、上述 1-(1)-ア記載のとおり、既に農業用として利用されていないため池については、ため池の廃止工事を行うよう助言している。

#### イ 調査対象県

愛知県は、農業用として利用されておらず、洪水時の調整池や公園の修景施設等の利用も期待できないため池は、廃止を推進していく方向であり、平成28年度～令和2年度に県内でため池の廃止に着手しているものが1例ある。

また、同県は、令和3年3月に「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を関係市町と協議のうえ策定しており、今後はこの計画に基づいて廃止工事を実施することとしている。

三重県は、受益者がおらず農業用として利用されていないため池については、原則、国の補助事業を使って廃止する方向であり、平成 28 年度～令和 2 年度に県内でため池の廃止に取り組んでいるものが計画中のものを含めて 10 例ある。

また、今後も該当するため池の廃止を推進していくが、農業用として利用されないことについて、所有者や水利権者の意向を確認することや、地域住民との間で廃止についての協議を行い合意形成が整ってからとなるとしている。

## ウ 調査対象市町の状況

### ① 農業用として利用されていないため池の把握状況

調査対象 12 市町に所在するため池のうち、現状として農業用として利用実態がないと考えられるため池の把握状況を調査した結果、i) 把握している 6 市町（名古屋市、豊田市、東海市、津市、伊賀市、大紀町）、ii) 一部、該当するため池があることは承知しているが、市内のため池全般を対象とした把握までは行っていない 6 市町（豊橋市、田原市、春日井市、亀山市、いなべ市、志摩市）となっている。

また、把握している 6 市町において把握された、農業用として利用されていないため池数は 515 か所で、そのうち防災重点ため池数が 158 か所となっている。

図表 1-9 農業用として利用されていないため池の把握状況

(単位：か所)

県別	市町名	把握の有無	農業用として利用されていないため池数		把握の方法等
				防災重点ため池数	
愛知県	名古屋市	有	9	9	平成 30 年 12 月に、利用状況を市農業委員会事務局に確認
	豊田市	有	28	5	地元の関係者を対象に平成 30 年度に行った「ため池管理状況調査」の中で、農業用水としての利用状況を調査
	東海市	有	6	6	地域の水利組合等から利用状況を聴取
	小計		43	20	
三重県	津市	有	43	25	令和元年 7 月以降、地元や支所、届出者から聞いた話等を元に未利用ため池を把握、一覧管理
	伊賀市	有	416	100	届出書の配布時に、廃池の希望の有無とその理由（例えば、利用者がいないなど）を記載して届出するよう依頼しており、その回答内容により把握している。

	大紀町	有	13	13	届出時に聞き取り等により、利用されていないため池を把握
	小計		472	138	
	合計		515	158	

(注) 1. 当局の調査結果による。

2. 表記載のほか、春日井市では、一部、廃止等の検討を行ったため池2か所について、農業用として利用されていないため池が把握されているが、市内のため池全般を対象に把握を行っているものではないため、本表には含めていない。

## ② ため池の廃止や他の用途への転用状況

調査対象 12 市町における、農業用として利用されていないため池に対する、廃止のための防災工事や他の用途への転用の取組状況を調査した結果、i) 既に実施（現在、実施中のものを含む。）していると回答があった市町が 4 市町で計 14 か所、ii) 今後実施する予定があると回答があった市町が 6 市町で 21 か所、iii) 特にないと回答があった市町が 4 市町となっている。

なお、当局の調査に対して、特にないと回答があった市町では、検討はしているが具体化している状況にない（豊橋市、東海市）、今後、地元から要望等が出てくれば検討する（田原市）、現在は災害等で修繕が必要な場合に対応することとしており、今後、必要に応じて検討していく（志摩市）としている。

図表 1-10 ため池の廃止や他の用途への転用についての取組状況（単位：市、か所）

県別	市町名	実施例又は現在実施中		今後実施する予定有り		特にない
		該当の有無	か所数	該当の有無	か所数	
愛知県	名古屋市			○	3	
	豊田市	○	1			
	豊橋市					○
	田原市					○
	春日井市			○	1	
	東海市					○
	小計	1	1	2	4	3
三重県	いなべ市	○	1			
	伊賀市	○	8	○	2	
	亀山市			○	3	
	志摩市					○
	大紀町			○	6	

	津市	○	4	○	6	
	小計	3	13	4	17	1
	合計	4	14	6	21	4

- (注) 1. 当局の調査結果による。
2. 該当の有無欄等については、該当有りとしている市町に○印を付すとともに、その右欄に対象ため池数を記載し、計欄等に該当する市町数とため池数を集計した。
3. 1市町で現在実施中又は今後実施予定の両方に該当するものがあるため、市町数の合計数は、調査対象市町数と一致しない。

### 〔ため池の廃止や他の用途への転用例〕

上記のうち、i) 廃止のための防災工事の取組事例と、ii) 治水への転用事例については、次のとおりである。

#### i) 廃止のための防災工事に取り組んでいる例

伊賀市では、農業用として使われていないため池は、放っておくと危ないとして地域で管理されていた経緯があるが、その後、危険で維持管理も大変なため、廃止のための防災工事を実施した事例がある。また、同市では、現在、8か所のため池についての廃止に取り組んでいる。

図表 1-11 防災上の観点から廃止の事業化に取り組んでいる事例（伊賀市）

区 分	内 容 等
背景事情	伊賀市では、農業用として使われていないため池について、これまで放っておくと危険であるとして地域で管理されていたが、その後、危険な状態のまま、維持管理も大変なため、平成 28 年度に地区の区長や役員から市に対して廃止の要望があった。
事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度に調査設計</li> <li>令和 2 年度に廃止工事</li> </ul>
事業内容	<p>農林水産省の農業水路等長寿命化・防災減災事業を活用して、ため池の廃止工事を実施し、リスク除去することで防災安全度の向上を図る。</p> <p>ため池の堤体が林道を兼ねていたため、堤体をカットし排水路を設置するとともに、代替林道を設置することにした。また、代替林道を設置したいちばん谷になっているところの下に管を入れて水が溜まらないようにした。</p>
課題や苦慮した事項	山の上の方にあるため池のため、道中の道が狭く工事の際は苦慮した。
工事完了後の状況	

【廃止工事前のため池】



【廃止工事後のため池】



工事概要：堤体をカットし、排水口、代替林道、排水管、排水路を設置



※ 新たに設置された排水口と代替林道



※ 新たに設置された排水管と排水路

- (注) 1. 当局の調査結果による。  
2. 写真は伊賀市提供資料による。

ii) 利用実態がないため池を洪水調整池に転用している事例

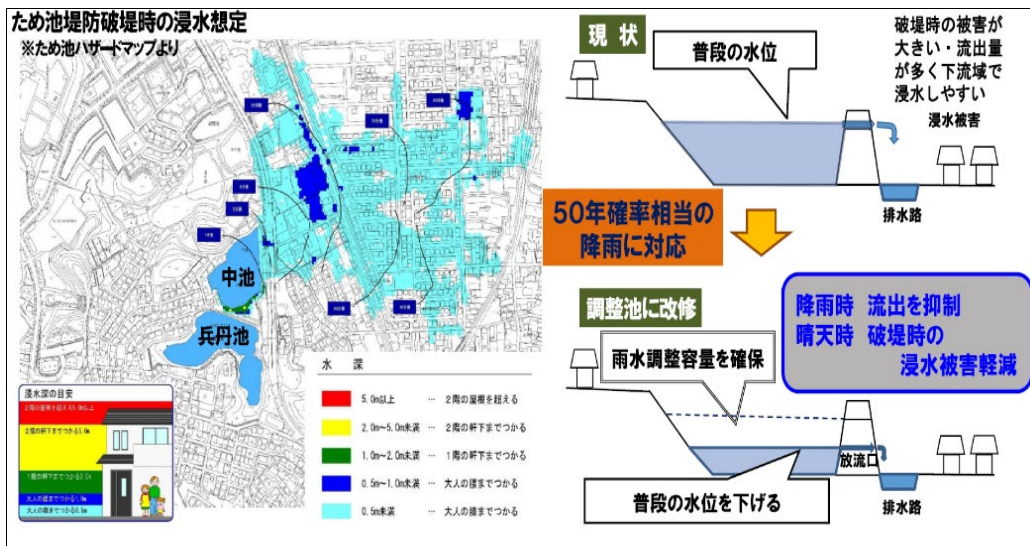
津市は、下水道施設、河川・排水路施設、農業用施設の問題を総合的に考え、経済的かつ迅速に浸水被害を最小化する取り組みを推進することを目的として、平成 29 年度に雨水管理総合計画を策定しており、その一環で市街地にある活用されていないため池の洪水調整池への転用を推進している。

図表 1-12 洪水調整池への転用に取り組んでいる事例（津市）

区分	内容等
背景事情	津市では、下水道施設、河川・排水路施設、農業用施設の問題を総合的に考え、経済的かつ迅速に浸水被害を最小化する取組を推進することを目的として、平成 29 年度に雨水管理総合計画を策定しており、その一環で市街地にある活用されていないため池の洪水調整池への転用を計画した。

事業期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年度に調整池として使用できるか否かを検討</li> <li>令和 2 年度当初に詳細設計</li> <li>令和 2 年 12 月～令和 3 年 5 月 13 日に転用に必要な工事を実施</li> </ul>
事業内容	<p>津市単独事業により事業化している。兵丹池と中池は親子池となっており、両池にオリフィス（排水口）を設置することで、下流の排水能力に見合った排水量に調節し、放流することとした。また、堤体に洗掘がみられたため、土を補填して防護する補強工事を行った。その他、転落防止柵を付ける工事を実施している。</p> <p>これにより、普段の池の水位を下げ、雨水調整容量を確保することで、50 年確率相当の降雨に対応できる調整池に改修することとしている。</p>
課題や苦慮した事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨時の雨水を池に貯留させる容量を確保するため、池の水位を下げたところ干上がってしまった箇所があり、雑草が生えて生活環境悪化の苦情が近隣からあった。また、市街地のため池については、水位を下げることによる景観の変化がある。</li> <li>令和元年度から、農林部局で地元説明会を何度か開催した。ため池周辺の自治会を対象とし、参加者は多くみられた。説明会では、参加者から景観や環境への配慮（堤体に生えていた木を切るのはいくつか、野鳥の飛来に影響はないか等）といった意見が出た。住民に対しては、下流域に実際に浸水被害が出ていることの説明や、池の水位を管理することで理解を求めた。</li> </ul>

概念図



- (注) 1. 当局の調査結果による。  
2. 概念図は、津市資料「津市の雨水対策 雨水管理総合計画に基づく事業を平成 31 年度から本格的に開始します。」(平成 31 年 1 月 9 日) から抜粋した。



## 2 ため池の安全上重要な情報の把握・整備

### 【制度の概要等】

#### (1) 届出制度の円滑な推進方法等について

前述1-(1)記載のとおり、ため池管理保全法第4条において、ため池の届出先は都道府県とされているが、ガイドライン第2章の1(3)イでは、市町村においても、地域の防災に責任を有する立場から、管轄区域内のため池の状況を把握し、届出が円滑に進むよう、都道府県と十分に連携を図って取り組んでいくことが求められるとしている。

また、これについては、同第2章の1(3)ウにおいて、ため池の所有者又は管理者から、確実に届出がされるよう、都道府県は市町村と連携し、所有者等へのプッシュ型の周知や届出書作成の支援を行うことが望ましいとされている。

#### (2) 届出書の記載事項について

ため池管理保全法第4条第1項に定める届出書の記載事項については、ガイドライン同第2章の1(4)において、特定農業用ため池の指定、周辺住民への周知、災害時の避難行動につなげるために必要な以下の項目として、届出書に必ず記載するものとする（本法第4条第1項、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第4条）とされている。

- ① ため池の名称及び所在地
- ② 所有者の氏名等の情報
- ③ 管理者の氏名等の情報（管理者の権限の種類や内容を含む）
- ④ ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ（堤高）、堤頂の長さ（堤頂長）、貯水する容量（総貯水量）

#### (3) 届出が遅れているため池への対応方針

届出が遅れているため池について、農林水産省は「農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づく対応について」（令和2年9月9日付け2農振第1663号農村振興局整備部防災課長通知）等を発出しており、次により適切に届出がされるよう、各農政局を通じて管内各県に対して周知するよう依頼している。

- ① 既存の資料や登記簿から所有者及び管理者を確知できていないもののうち、利用実態があるため池については、届出義務者となる管理者について農業用水の利用者と調整を行い、管理者として選定された者に届出をするよう促す。なお、当該調整が不調であった時は、次の②のとおり対応する。
- ② 既存の資料や登記簿から所有者及び管理者を確知できていないもののうち、利用実態がないため池については、都道府県知事の職権により、データベースに当該ため池の所有者及び管理者が不明である旨を速やかに公表する。また、ため池管理保全法施行令第1条に基づく特定農業用ため池の要件に該当するものについては、ため池管理保全法施行令第3条に規定する方法に準じて所有者の探索に努めるとされている。

探索の結果、i)所有者を確知した時は、当該所有者に届出をするよう促すとともに、廃止に向けた調整を行う。届出に理解が得られなければ、次のii)のとおり対応する。ii)所有者を確知できない時は、当該ため池をため池管理保全法第7条に基づき特定農業用ため池に指定した後、ため池管理保全法第11条に基づく代執行により廃止する方向で検討するとともに、廃止までの間、当面の管理体制について市町村と調整する。なお、当該ため池の廃止については、所有者を確知したかどうかにかかわらず、管理状況、劣化状況、決壊した場合の影響度、地域の実情等を勘案し、優先度の高いものから実施する。

## 【調査結果】

### (1) 東海農政局

東海農政局は、令和元年5月に管内の各県及び市町の担当者を対象に「農業用ため池の管理及び保全に関する法律についての説明会」を開催し、届出制度についての周知を行うとともに、その後も、届出の進捗状況について2か月に1回はフォローアップ調査を実施しているとしている。

また、同局は、届出事務に関して助言も行っており、管内の各県からは、所有者及び管理者不明のため池についての届出の対応について質問があり、利用実態があるため池については、利用者間で調整の上、選定された管理者に届出を行ってもらい、利用実態がないため池については、県の職権でデータベースに登録することを回答したとしている。ただし、これについては、不明のまま登録をしてもその後も引き続き探索を進めるようにと助言したとしている。

同局は、上記のほか未届が解消されないため池がある場合は、その理由について県を通じて聞き取りを行うことや、解消方策等について照会を受け助言を行うことはあったとしている。例えば、登記簿から所有者が追えないということはあるので、届出者を特定するためにも市町の担当者に探索してもらうことや、そういったため池について、一旦は地元自治会で管理してもらうよう調整してはどうかといったことについて助言を行ったとしている。

### (2) 調査対象県

#### ① 県の対応状況

愛知県及び三重県は、いずれも届出手続は県と市町が連携して行ったとしており、両県では、ため池の届出者への届出様式の配布や受付を市町が担当し、市町経由で県への届出書類の提出が行われている。

また、両県では、既存資料によりため池の総貯水量、堤高及び堤頂長等の情報を把握していることから、市町と連携しながら、あらかじめ把握できている情報については届出様式に記入して配布することなどにより、届出者から円滑に届出されるよう対応した

としている。そのうえで、市町が届出者等から把握した情報により必要な補正を行うとともに、届出の遅延や提出書類に未記載箇所があった場合は、市町から連絡して届出や記載を促す等としたとしている。

## ② 届出の進捗状況

愛知県及び三重県が作成・公表している「ため池データベース」（令和2年度）によると、5,374か所（うち、愛知県2,073、三重県3,301）のため池が登録されている。

このうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるとされている防災重点ため池は、2,784か所（うち、愛知県1,144、三重県1,640）となっている。

愛知県及び三重県では、当局が調査を行った令和3年2月末時点において、届出の対象となっているため池のうち未届が8か所（いずれも、三重県）みられるが、防災重点ため池については全て届出済であるとしている。なお、未届のため池について三重県は、いずれも利用実態のないため池であるとしている。

図表 2-1 愛知県及び三重県におけるため池数等の状況 (単位：か所)

	ため池数	届出状況		割合 (b/a)
		届出対象数(a)	うち届出済数(b)	
愛知県	2,073	812	812	100.0%
防災重点ため池	1,144	391	391	100.0%
三重県	3,301	2,527	2,519	99.7%
防災重点ため池	1,640	1,163	1,163	100.0%
計	5,374	3,339	3,331	99.8%
防災重点ため池	2,784	1,554	1,554	100.0%

- (注) 1. 各県のため池データベース（令和2年度）により当局が作成した。  
 2. 防災重点ため池は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるとされているため池  
 3. 届出数は、当局の調査時点（令和3年2月末）による。

## (3) 調査対象市町の状況

### ア 届出による所有者、管理者等の把握状況

上記のため池データベースに登録されているため池のうち、調査対象12市町に所在している防災重点ため池を例に、届出による所有者又は管理者の把握状況を調査した結果、三重県において、届出対象となっている防災重点ため池920か所のうち、i)所有者が不明となっているものが4市町で33か所、ii)管理者が不明となっているものが4市町で

139 か所みられた。また、届出者が不明となっているものが3市町で24 か所みられた。

図表 2-2 届出対象防災重点ため池の所有者、管理者の把握状況

(単位：か所)

県別	市町名	防災重点た め池数	うち、届出対 象数			
				所有者不明	管理者不明	届出者不明
愛知県	名古屋市	19	1	0	0	0
	豊田市	110	45	0	0	0
	豊橋市	88	17	0	0	0
	田原市	75	66	0	0	0
	春日井市	38	11	0	0	0
	東海市	19	16	0	0	0
	小計	349	156	0	0	0
三重県	津市	241	175	9	1	0
	亀山市	132	85	0	0	0
	いなべ市	61	24	0	0	0
	志摩市	101	94	3	21	3
	伊賀市	580	519	18	109	18
	大紀町	23	23	3	8	3
	小計	1,138	920	33	139	24
合計	1,487	1,076	33	139	24	

(注) 1. 当局の調査結果による。

2. 防災重点ため池数（うち、届出対象ため池数）は、愛知県及び三重県のため池データベース（令和2年度）による。

3. また、そのうち、所有者、管理者、届出者が不明な防災重点ため池数は、今回の当局の調査に対して、愛知県及び三重県が把握した結果による。

### ① 所有者が不明な理由等

上記(3)-アにおいて、所有者が不明となっているものがみられた市町のうち、

- i) 津市では、登記簿を確認することによりため池の所有者を把握することとしているが、一部のため池については、a) 現地ではため池の存在が確認できても登記簿を確認する上で必要な地番が確認できない場合がある、b) 登記簿に所有者が記載されていないものがあることにより所有者を把握できない場合があるとしている。

なお、同市はこれへの対応方法について、公図等を用いて地番を辿る方法や受益者から情報を提供してもらうなどの方法が挙げられるとしている。

ii) 伊賀市では、同市に所在するため池数が他市と比較して多いといった事情から、ため池の所在と登記名義人の調査については、三重県の委託により同県土地改良事業団連合会が行ったとしている。同市が同事業団連合会に確認した結果によると、一部のため池については、a) 法務局の公図を確認したものの中に、ため池にかかる部分の境界線や地番が記載されていないものや、b) 広大な 1 筆の土地の一部がため池になっている場合があり、地目がため池でなく雑種地となっている場合などは、ため池に係る登記簿情報と照合することができないものがあつた、c) 事前に把握されていたため池の位置情報では、地図上でため池が確認できないものがあつたとしているためとしている。

なお、同市はこれへの対応方法について、例えば、雑種地であってもため池の所有者が同一と考えられるものや、同事業団連合会が地図上で確認できなかったが、現地ではため池の所在が確認できたため池については、改めて所有者の探索を行う余地があるとしている。

## ② 管理者が不明な理由等

上記(3)-アにおいて、管理者が不明となっているものがみられた市町のうち、

i) 志摩市では、現地を確認したところ、防災重点ため池周辺の農地が耕作放棄地化している状況がみられる。そのような防災重点ため池については、受益者であるため池の利用者がいるか否か明確でなく、利用者と調整することで管理者を把握することができないといったことがある。

なお、同市はこれらのため池について、規模にもよるが、今後、ため池の利用実態を地元の人に確認することで対応方策の検討が必要であるとしている。

ii) 伊賀市では、各地区で地元の管理者を把握するよう依頼した。その結果、各地区でため池の管理者を探してもらったが、それでも把握できなかったものが不明となっているとしている。また、これら管理者が不明な防災重点ため池は、i) 農業用等として利用されている、又は、地元の人が草刈り等の管理をしているなど、管理はされているが管理者となる個人が特定できない場合と、ii) 農業用としての受益がない等の理由により、管理されているかどうか不明な場合のいずれかであると考えているとしている。

なお、同市は、届出に際して把握できた利用実態がないため池について、防災重点ため池を優先して管理状況等に関する現地調査を進めている。また、三重県から、届出書の不明点について内容の調査を行い、修正のうえ一定期限内に報告することを求められており、現在も調査中であるとしている。同市では、ため池は所有者、又は受益者が管理することを原則としているが、受益が無く誰も管理していない場合は、一旦地区へ管理を依頼し、廃止を促すこととしている。

### 〔届出者となる管理者等を把握するための対応例〕

調査対象市町においては、次のとおり、所有者又は管理者の実態が把握できないといった理由で、届出の提出が遅延（法律施行後1年以上が経過）していたため池について、  
i) 市町が現地調査や地元自治会、ため池近くの耕作者への聞き取り調査をし、地元におけるため池の管理内容の実態や管理者を把握することで、同管理者による届出が行われた例（豊橋市）や、ii) 農業用として利用実態がなく管理者がいない防災重点ため池であるため、防災上の観点から市が同ため池の管理者になることで、市町が届出を行っている例（津市）がみられた。

図表 2-3 ため池の管理者を把握するための対応例（豊橋市）

所有者	個人	管理者	個人
届出者	個人	届出時期	令和2年10月29日
届出が遅れていた理由	所有者の把握を行ったが、登記事項要約書に登記されている所有者全員の住所の記載がなく、それ以上探索できなかった。また、ため池の管理者や利用実態も不明であり、現地調査や地元聞き取り調査に時間を要したため。		
管理者を把握するため市が行った対応内容	当初は誰に届出を提出してもらえばいいのか、誰に聞き取りすればいいのか分からない状況であった。その後、現地調査や地元自治会、ため池近くの耕作者への聞き取りをし、情報収集を行った。 その結果、最終的に地元の代表者が草刈り等を行っていることが把握できたため、管理者を引き受けてもらうことになった。		

（注）当局の調査結果による。

図表 2-4 ため池の管理者を把握するための対応例（津市）

所有者	個人	管理者	津市
届出者	津市	届出時期	令和2年9月25日
届出が遅れていた理由	市の担当職員が現地の状況を確認したところ水が抜かれており利用実態がなく管理者がいないため池であった。ただし、届出対象の防災重点ため池であることが分かったため、まずは公図と登記簿を取得し、所有者を特定した。次に、登記簿上の現在の所有者の住所と名前を、支所の担当者に伝え、自治会を通して連絡してもらうよう依頼した。 しかし、自治会から所有者へ連絡したところ、届出に理解が得られなかったため、支所から所有者へ直接接触するよう依頼された。また、登記簿上の所有者が存命である以上、自治会からの届け出は断られた。 そこで、担当課から所有者へ電話で説明するとともに、支所の担当者と農業基盤整備課の職員2名で直接所有者を訪問し、再度説明を行ったが、所有		

	者は、現在は池を使用しておらず、水が溜まらないように栓を抜いてある等として届出に理解が得られなかった。これらのことから、届出手続に時間を要した。
管理者を把握するため市が行った対応内容	<p>ため池の利用実態がなく管理者がいない防災重点ため池であったため、令和2年9月頃、防災上の観点等から市が同ため池の管理者として管理を行っていくこととした。また、その結果、管理者である市が届出者として、県に届出書類を提出することとした。</p> <p>なお、市としては、同ため池が農業用として利用されていないため、今後、廃止していきたい意向ではあるが、これについては具体化している状況にない。そのため、当面、市は管理者として、ため池の点検、見回り等を行っていくことになる。</p>

(注) 当局の調査結果による。

## イ 届出による管理内容の把握状況

今回、当局が調査対象12市町について、届出によるため池の管理内容の把握状況を調査した結果、次のとおり、i) 市町が管理者として直接的にため池の管理内容を把握しており、その内容を届出書に記載するとともに、届出者に確認のうえ内容を補完(2市町)、ii) 既存のため池台帳等をもとに、予め把握していた管理内容を届出書に記載するとともに、届出者に確認のうえ内容を補完(7市町)するなど、届出書類の形式チェックと補完を行っている状況がみられる。

一方で、iii) 届出書の記載内容に基づいて管理内容を把握しているが、一部空欄や不明で提出があったものについてそのまま受理(3市町)しているなど、届出書類の形式チェックと補完が行われていないものもみられた。なお、伊賀市では、届出受理後に届出の内容について補完に努めるとしている。

図表 2-5 届出による管理内容の把握状況

管理内容の把握状況	市町村数	
	市町村名	
i) 市が管理者として直接的にため池の管理内容を把握しており、その内容を届出書に記載するとともに、届出者に確認のうえ内容を補完	2	豊田市、春日井市
ii) 既存のため池台帳等をもとに、予め把握していた管理内容を届出書に記載するとともに、届出者に確認のうえ内容を補完	7	名古屋市、豊橋市、田原市、東海市、いなべ市、亀山市、大紀町
iii) 届出書の記載内容に基づいて管理内容を把握しているが、一部空欄や不明で提出があったものについてそのまま受理	3	津市、伊賀市、志摩市

(注) 当局の調査結果による。

また、一部空欄や不明で提出があったものについてそのまま受理したとしている3市町について、ため池データベースの管理内容の登録状況を見ると、不明又は空欄となっているものが、津市15か所（うち、防災重点ため池8か所）、伊賀市341か所（うち、同78か所）、志摩市108か所（うち、同29か所）みられた。

図表2-6 届出書の管理内容欄について、一部空欄や不明で提出があったものについてそのまま受理したとしている3市における、ため池データベースの管理内容の登録状況  
(単位：か所)

市町名	届出のあったため池数 (防災重点ため池数)	ため池データベースの記載状況
津市	267 (174)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「草刈、利水管理」、「施設の管理」など：246(164)</li> <li>・何もしていない：4(1)</li> <li>・使用していない：2(1)</li> <li>・不明又は空欄：15(8)</li> </ul>
伊賀市	1,302 (519)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「施設の操作、維持管理」、「維持管理」など：606(371)</li> <li>・「管理していない」など：159(34)</li> <li>・「利用していない」など：263(66)</li> <li>・「池がない」など：59(8)</li> <li>・不明又は空欄：341(78)</li> </ul>
志摩市	235 (85)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「維持管理」、「草刈り等」など：102(46)</li> <li>・「管理なし」など：15(5)</li> <li>・「利用していない」など：21(8)</li> <li>・「池がない」など：1(1)</li> <li>・不明又は空欄：108(29)</li> </ul>

(注) 1. 三重県のため池データベース（令和2年度）により当局が作成した。  
2. 複数の項目に該当する場合があるため、ため池数と計数は一致しない。

なお、農林水産省は、ため池管理保全法が制定された背景事情として、災害によりため池が被災する事例が発生する一方で、世代交代により権利関係が複雑化、利用者を主体とする管理組織が弱体化するなど、日常の維持管理が適正に行われなくなることが懸念される状況にあるとしている。そこで、前述2.(2)記載のとおり、届出書の記載事項（所有者や管理者、管理内容など）については、特定農業用ため池の指定、周辺住民への周知、災害時の避難行動につなげるために、届出書に必ず記載することとされている。

このほか、伊賀市及び大紀町では、今後、農業用として利用されていないため池を廃止していく予定であるが、所有者が不明な場合は、その意向が確認できないなど支障があるとしている。



**【所見表示】**

東海農政局は、ため池の適正な管理・保全の確保に資するため、県と市町村が連携して届出事項の確認及び不明な事項の補完に努めるなど適正な届出がなされるよう、県に対して助言を行う必要がある。

### 3 特定農業用ため池の指定

#### (1) 特定農業用ため池の指定状況

##### 【制度の概要等】

##### ア 特定農業用ため池の指定要件

ため池管理保全法第7条では、都道府県知事は、以下の要件に該当するため池を、特定農業用ため池として指定することができることとされている。

(特定農業用ため池の指定の要件)

ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く）であって、その決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるため池であって、都道府県知事が指定したもの

ア 当該ため池の決壊により浸水が想定される区域（以下「浸水区域」という。）のうち当該ため池からの水平距離が100メートル未満の区域に住宅等が存すること。

イ 貯水する容量が1000立方メートル以上であり、かつ、浸水区域のうち当該ため池からの水平距離が500メートル未満の区域に住宅等が存すること。

ウ 貯水する容量が5000立方メートル以上であり、かつ、浸水区域に住宅等が存すること。

エ ア～ウのほか、当該ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるものとして農林水産省令で定める要件に該当するものであること。

##### イ 指定による効果

ため池の所有者等には、ため池管理保全法第5条により、適正管理義務が課されている。また、ため池管理保全法第6条により、都道府県知事はため池の所有者等がため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、当該ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができることとされている。

他方、ため池の防災工事が必要であるにもかかわらず、所有者等が上記の勧告に従わない場合には、ため池管理保全法第10条に基づき、都道府県知事は、所有者等に工事等を命じ、さらに、ため池管理保全法第11条に基づき、所有者等がその命令に応じなかったり、命ずべき所有者等が不明である場合には代執行を行うことができることとされている。また、ため池管理保全法第13条に基づき、市町村長は、現に管理上必要な措置が講じられておらず、かつ、引き続き管理上必要な措置が講じられないことが確実であると見込まれる場合であって、政令で定める方法により探索を行ってもため池の所有者を確知することができないときは、都道府県知事に対して施設管理権を設定するよう申請することができることとされている。しかし、これら第10条から13条に基づく措置を実施するためには、当該ため池が特定農業用ため池として指定されている必要がある。

なお、特定農業用ため池として指定されたため池については、土地の掘削などため池の保全に影響を及ぼす行為については都道府県知事の許可が必要となるほか、耐震、豪雨、老朽化などへの対策として防災工事についても工事計画、工事内容等について事前に都道府県知事への届出が必要となるなど、ため池の保全に関わる行為が規制の対象ともなる。

## ウ 特定農業用ため池の指定時期

特定農業用ため池の指定時期については、ため池管理保全法には明記されていないが、農林水産省はガイドラインにおいて、「特定農業用ため池の指定要件は、防災重点ため池の選定基準と同じ内容であることから、本法施行後、防災重点ため池に選定されている農業用ため池については速やかに特定農業用ため池に指定することが望ましい（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）」とされている。

## 【調査結果】

### ア 東海農政局

東海農政局は、特定農業用ため池の指定状況については、2か月に1度行うフォローアップ調査により指定の見通しを把握しているとしており、指定の要件が防災重点ため池の選定基準と同一であることから、速やかに特定農業用ため池に指定することが望ましいと考えているとしている。

また、東海農政局が行った令和3年3月末時点のフォローアップ調査において、三重県の特定農業用ため池の指定が進んでいない理由を調査した結果、現在指定の要件となる浸水区域の再確認を行い、指定に向けて関係市町村との調整を行っていることから時間を要しているとの回答があった。このため同局は、国としては速やかに指定できるよう、三重県に対して指定要件の確認の精査及び関係機関と早急に調整を進めるよう指導を行っているとしている。

なお、令和2年3月末に行われたフォローアップ調査において、三重県は東海農政局に対して、今後の指定の見通しについて説明しており、それによると、令和2年4月より順次開始し、令和3年3月に完了する予定と説明していたが、令和3年3月末時点で、要指定箇所1,066箇所のうち約6割（625箇所）が指定、約4割（441箇所）が未指定となっている。

### イ 調査対象県の状況

調査対象県のうち、愛知県はため池管理保全法施行から1年以内に要指定箇所について指定を完了しているが、三重県は、上記3-(1)-ア記載のとおり、令和3年3月末時点で、要指定箇所のうち約6割について指定が完了したとしている。

特定農業用ため池の指定が進んでいないものがある理由について同県は、特定農業用

ため池は防災重点ため池の中から指定することになるが、特定農業用ため池に指定されると、開発行為が制限されるなど私権も制限されことから、既に選定済みとなっている防災重点ため池について、i) 市町村における浸水区域図の作成状況をみながら、ii) 特定農業用ため池の指定要件に該当するか否かの再確認を行っており、iii) その結果、該当するものについて、市町村に意見照会するなどの調整を行った後、特定農業用ため池に指定するよう作業しているためとしている。

同県は、i) 浸水区域図については、令和3年3月末時点で県内の全ての市町村の防災重点ため池に関して完成していることから、今後、残りの未指定分についても、ii) 特定農業用ため池の指定要件の該当性についての再確認と、iii) 市町村への意見照会を行っていくこととしている。ただし、残りの未指定分のうち、令和3年4月から6月時点までに指定に至ったものはみられない。

なお、上記3-(1)-イ記載のとおり、特定農業用ため池に指定されていないため池については、防災工事の命令、都道府県による防災工事の代執行など、法令に基づく対応ができないこととなる。

図表 3-1 特定農業用ため池の指定状況 (単位：か所)

県別	ため池数	防災重点ため池数	特定農業用ため池数			特定農業用ため池の指定時期
			指定対象数	指定済数	未指定数	
			愛知県	2,073	1,144	
三重県	3,301	1,566	1,097	625	472	R3. 3. 31

(注) 1 愛知県については、同県のため池データベース（令和2年度）及び当局調査結果により作成した。

2 三重県については、現在、防災重点ため池の見直しを行っているため、防災重点ため池数は、同県が令和2年度末に策定した「防災工事等の推進計画」による。また、「特定農業用ため池数」欄の「指定対象数」は防災重点ため池のうち、国又は地方公共団体以外の者が所有するため池の数を除いた数であり、「指定済数」は令和2年度末時点の指定数である。

図表 3-2

特定農業用ため池の指定に係る県の見解

県別	特定農業用ため池の指定に係る見解
愛知県	<p>法令上、指定時期の定めはないが、指定は法定事項である。</p> <p>ガイドラインにおいても速やかに指定するとされていることから、令和2年6月29日に指定要件に該当する390か所を指定した。ただし、その後、防災重点ため池の該当性を改めて精査した上で、3年3月25日に46か所を指定解除したため、現在、特定農業用ため池に指定されているため池は344か所である。</p>
三重県	<p>既に防災重点ため池に指定されているものを機械的に特定農業用ため池に指定することは可能であるが、特定農業用ため池に指定されると開発行為などの私権が制限される。</p> <p>このため、既に指定済みの防災重点ため池について、浸水想定などに基づき改めて指定要件の該当性を再確認し、市町村に意見照会するなどの調整をしているため時間を要している。</p> <p>令和2年度末に、要指定箇所の中程度について特定農業用ため池の指定を終えたが、残りも再確認できたものから順次指定を進めたいと考えている。</p>

(注) 当局の調査結果による。

【所見表示】

東海農政局は、ため池の適正な保全及び防災・安全対策を推進するため、特定農業用ため池について計画的に指定を行うよう、県に対して助言する必要がある。

## (2) 特定農業用ため池の指定の的確化

特定農業用ため池については上述 3-(1)-イ記載のとおり、県によるため池の所有者等に対する工事命令、代執行の実施、市町村による施設管理権の取得など、行政機関による管理保全措置の対象となるほか、ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為に対する許可、決壊を防止するための防災工事の事前届出など、ため池の保全に関わる行為の規制対象となることから、的確に指定される必要がある。

一方、国又は地方公共団体が所有するため池は、国有財産法や地方自治法等の法令に基づき適正に管理されることとなるため、特定農業用ため池の指定の対象外とされている。

しかし、愛知県及び三重県について、特定農業用ため池の指定状況を調査したところ、国又は地方公共団体と個人等が共有するため池（以下「官民共有ため池」という。）については、特定農業用ため池に指定されているものがある一方で指定対象外とされているものがあり、官民共有ため池についての指定が区々になっている状況がみられた。

図表 3-3 官民共有ため池のうち、特定農業用ため池に指定されているため池

(愛知県 2か所)

市町村	ため池名	所有者
犬山市	北洞池	犬山市、個人1、個人2
犬山市	中島池	犬山市、個人

(注) 愛知県のため池データベース（令和2年度）により当局が作成した。

(三重県 1か所)

市町村	ため池名	所有者
亀山市	樺野池	亀山市、個人

(注) 三重県ため池データベース（令和2年度）により当局が作成した。

(愛知県における防災重点ため池と特定農業用ため池の指定状況)

所有者別	ため池数	指定状況		特定農業用ため池未指定の 防災重点ため池 (A-B)
		防災重点ため池 (A)	特定農業用ため池 (B)	
国又は地方公共団体	1,116	689	0	689
国又は地方公共団体 と個人等の共有	70	57	2	55
上記以外	887	398	388	10
計	2,073	1,144	390	754

(注) 愛知県ため池データベース（令和2年度）により当局が作成したものであり、本報告書公表時点における最新の指定状況とは異なる。

図表 3-4 官民共有の防災重点ため池のうち、特定農業用ため池に指定されていない  
ため池

(愛知県 55 か所)

市町村	ため池名	所有者
岡崎市	塘ヶ入池	個人, 岡崎市, 共有惣代個人, 竜谷村
岡崎市	小倉池	岡崎市, 竜谷村桑谷耕地整理組合, 個人 1, 個人 2, 個人 3
岡崎市	竜ヶ谷池	竜谷村桑谷耕地整理組合, 岡崎市, 産谷村桑谷耕地整理組合, 個人
岡崎市	境ヶ嶺池	共有惣代個人, 岡崎市, 個人 1, 個人 2, 個人 3 ほか 1, 個人 4
岡崎市	新池 (羽栗町)	個人 1 ほか 2, 個人 2, 総務省 (内務省), 個人 3, 国土交通省 (建設省), 岡崎市
岡崎市	大入池 (羽栗町)	個人 1 ほか 4, 個人 2 ほか 3, 個人 3, 個人 4, 個人 5, 個人 6 ほか 3, 岡崎市
岡崎市	坂口池	個人 1, 岡崎市, 個人 2, 個人 3, 個人 4
岡崎市	堂ヶ入池	岡崎市, 個人
岡崎市	新座山池	岡崎市, 個人 1, 個人 2
岡崎市	神明池	個人 1 ほか 2, 個人 2, 個人 3, 個人 4, 岡崎市
岡崎市	後山池	個人 1, 個人 2, 岡崎市
岡崎市	奥入池	個人 1 ほか 1, 個人 2 ほか 2, 岡崎市
岡崎市	無量寺池	無量寺, 個人 1, 個人 2, 個人 3, 個人 4, 岡崎市
岡崎市	堤ヶ入 2 号池	個人 1, 個人 2, 岡崎市
岡崎市	堤ヶ入 3 号池	個人, 大字藤川, 岡崎市
岡崎市	堤ヶ入 4 号池	大字藤川, 岡崎市
岡崎市	堤ヶ入 5 号池	岡崎市, 一般社団法人結, 個人, 官有地
岡崎市	平五沢池	個人 1, 個人 2, 個人 3, 岡崎市
岡崎市	赤岩池	岡崎市, 黒柳建設株式会社, 個人
岡崎市	西三田ヶ入池	岡崎市, 個人
岡崎市	石塚池	岡崎市, 個人
岡崎市	神明宮池	岡崎市, 神明宮, 岡崎市東部土地改良区
岡崎市	道ヶ根池	神明宮, 個人 1, 岡崎市, 個人 2
岡崎市	山ノ田 1 号池	岡町町内会, 個人ほか 15, 岡崎市
岡崎市	大谷池 (岡町)	岡崎市, 個人, 岡町町内会, 個人 2
岡崎市	河野池	岡崎市, 小美町内会
岡崎市	師走田池	個人ほか 2, 岡崎市
岡崎市	山中沢池	岡崎市, 個人

市町村	ため池名	所有者
岡崎市	椿立池	個人 1, 個人 2 ほか 3, 岡崎市, 個人 3, 個人 4
岡崎市	吉ヶ沢池(上)	小美町内会, 個人, 岡崎市
岡崎市	吉ヶ沢池(下)	小美町内会, 個人, 岡崎市
岡崎市	樋ヶ入池	個人 1, 個人 2, 個人 3, 個人 4, 岡崎市
岡崎市	井ノ木沢池	小美町内会, 岡崎市, 個人 1 ほか 1, 個人 2
岡崎市	薬師池	岡崎市, 個人 1, 個人 2, 八柱神社
岡崎市	北大狭間池(上)	個人 1, 岡崎市, 個人 2
岡崎市	北大狭間池(下)	個人 1 ほか 6, 個人 2 ほか 1, 個人 3, 岡崎市
岡崎市	行事池	岡崎市, 個人
岡崎市	小土記池	個人 1, 個人 2, 個人 3, 個人 4, 個人 5, 岡崎市
岡崎市	灰畑池	秦梨町内会, 国土交通省(建設省), 岡崎市
岡崎市	小屋ノ沢池	豊富村大字檜山, 岡崎市
岡崎市	イサイク旧池	個人ほか 2, 岡崎市
岡崎市	イサイク新池	岡崎市, 福聚寺
岡崎市	山田池	個人 1, 岡崎市, 個人 2
岡崎市	友久池	大字秦梨向友久組持, 岡崎市
岡崎市	池ノ入池	個人 1 ほか 4, 個人 2, 岡崎市
岡崎市	第 3 池	個人, 岡崎市
春日井市	築水池	愛知県 外 3 者(廻間町区会・春日井市・個人)
春日井市	柿ノ木池	国土交通省、個人外 4 名
豊田市	堀田池	豊田市, 名鉄(株)
豊田市	竜ヶ池下池	舞木 国交省
豊田市	梅倉池	豊田市, 自治区
豊田市	大別当池	豊田市, 個人
大府市	辰池	北尾自治会、大府市
日進市	芋地池	八剣社、日進市
南知多町	高浜谷下池	南知多町 他 2 名

(注) 愛知県のため池データベース(令和 2 年度)により当局が作成した。

(三重県 3 か所)

市町村	ため池名	所有者
津市	西湖(西池)	津市 ほか
亀山市	長田池(下庄町)	亀山市、自然人
亀山市	長田池(布気町)	亀山市 他 1 名

(注) 三重県のため池データベース(令和 2 年度)により当局が作成した。



その理由について愛知県は、市町村が国又は地方公共団体の所有と位置付けたものは届出の対象外にしており、特定農業用ため池の指定についても対象外としたと説明している。また、三重県は、国又は地方公共団体が一部でも所有するため池については、原則として届出の対象外としたと説明している。

一方で、東海農政局は、官民共有ため池が、万一、国又は地方公共団体により適正に管理されておらず、ため池管理保全法に基づく届出もなされていない場合は、いずれの法にも基づかず適正に管理が行われないこととなってしまうおそれがあるため、そのような場合は適切に届出を行うよう、当該農業用ため池が公有財産として扱われていないのであれば、届出等の対象になるとの見解を示している。

このため、今回、当局が官民共有ため池が所在する上記の市町において、当該ため池の届出の要否に関する考え方を調査したところ、下表のとおり、上記の東海農政局から示された考え方が浸透しておらず、その判断は市町村ごとで異なっている状況がみられた。

図表 3-5 官民共有ため池に係る届出要否の考え方

市町	届出の有無	届出要否の考え方
岡崎市	無 (56)	【市の判断による】 共有ため池については、管理者が土地改良区か水利組合であり、管理体制がしっかりしていること、災害の恐れがあるなどの事態が発生した際には土地の持ち分にかかわらず市が対応することになることから、県とも相談の上、共有持ち分の多寡にかかわらず届出対象外にすることとした。
犬山市	有 (3)	【市の判断による】 届出の要否を特に検討したわけではない。犬山市は全ため池を市が管理しているが、市管理のため池であっても、個人名義の土地が含まれているものについては届出対象として考えた。県にも相談したが、「市が届出すると判断したのであればそれでいい」と言われた。
大府市	無 (1)	【県の判断による】 市内の官民共用ため池はあるが、県がリストアップした届出対象ため池の中に同ため池が含まれていなかった。市としても特に異議はなかったなのでその分類に従った。
豊田市	無 (5)	【市の判断による】 市有地が含まれるものは市が所有するため池と同列であると考え届出対象外とした。県にはその考え方でいいか確認した。
春日井市	無 (2)	【県の判断による】 届出を前提に管理者等に届出の事前要請を行っていたが、

市町	届出の有無	届出要否の考え方
		県事務所に相談したところ、一部でも行政機関の所有地がある場合は届出不要との意見があったので依頼自体を取りやめ、届出対象外とした。
日進市	無 (1)	【市の判断による】 届出対象池は、ため池としてだけでなく調整池としても利用され、その管理を市が行っているため、市の判断で届出対象外にした。
南知多町	無 (1)	【町の判断による】 届出制度は当時、新たに制定された法律に基づくものであったため、制度の詳細や運用などを県に照会したが、当該ため池は町が管理し、また、堤体の半分以上が町所有であるため、町の判断で届出対象外にした。
津市	有 (1)・無 (2)	【県の判断による】 全てのため池を届出対象にし、市が受理した届出書は全て県に渡した。このため、届出の要否は検討していない。ただし、県のデータベースに記載する際には県と市が協議し、行政機関が一部でも所有するものは「届出不要」に分類した。その中に届出対象が1か所ある理由は不明である(市の所有割合が少ないためと推察される。)
亀山市	有 (3)・無 (1)	【市の判断による】 所有者については特に意識せず、ため池台帳に記載されているものを届出対象とした(国又は地方公共団体が所有するものが届出不要であるとの認識がなかった。)。ただし、市が管理するものは届出不要とした。

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「届出の有無」欄の( )内の数字は、官民共有ため池の数である。

### 【課題提起】

東海農政局は、特定農業用ため池の適正な指定のため、当局の調査で明らかになった官民共有ため池に係る届出要否の考え方を管内の各県及び市町村に周知すること、また、県は、その考え方にしたがって届出の要否を確認するとともに、特定農業用ため池の指定の要否も確認し、必要に応じた措置をとることが望ましい。